

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律

規制の名称：A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し

規制の区分：(新設)改正(拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室、保険企画室

評価実施時期：令和元年5月31日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、投資一任業者であるA I J投資顧問株式会社において、顧客に対し、虚偽の情報に基づき投資一任契約の締結の勧誘を行うとともに、契約締結後も、虚偽の情報を記載した運用報告書を交付する等の法令違反が発覚。本事案は投資一任業者について発生したものであるが、運用受託機関である生命保険会社及び信託会社についても、同様の事案が発生することを防止するため、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくする仕組みを構築する必要があった。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、当該規制が導入されなかった場合のベースラインとして、運用受託機関においてもA I J投資顧問株式会社と同様の事案が発生するおそれがあることを想定していた。こうしたベースラインの考え方は、事後評価時においても同様である。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、A I J投資顧問株式会社の法令違反を踏まえ、運用受託機関についても同様の事案が発生することを防止するための措置を講じる必要があるとしていた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。そのため、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

- ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(1) 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化

事前評価時、生命保険会社において、運用実績連動型保険契約について運用報告書を作成する費用及び契約者に交付するための費用が増加するとしていたところ。

もっとも、規制の導入前は、保険会社は、保険業法第100条の2に基づく業務運営に関する措置として、運用実績連動型保険契約に係る運用報告書を作成し、顧客へ交付するための態勢を整備することが求められていた。そのため、当該規制の導入前から、運用受託機関である保険会社においては、運用実績連動型保険契約に係る運用報告書を作成し顧客へ交付しており、当該規制の導入によって新たに費用が発生している状況にはない。

(注) 当該規制は、保険業法第100条の5を新設し、保険会社に対して、態勢整備ではなく、運用報告書の作成及び顧客への交付そのものを義務付けることにより、法令違反（運用報告書の虚偽記載等）に対する罰則の強化を行ったもの。

(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ

事前評価時、信託会社において、信託財産状況報告書の交付頻度が引き上げられることにより、厚生年金基金等の顧客に対して同報告書を作成及び交付するための費用が増加するとしていたところ。

当庁がヒアリング等を通じて、交付頻度の引上げに係る主だった追加費用を確認したところ、同報告書を作成するための追加費用として、人件費や監査法人に対する報酬等、システム構築費用といった費用に特段の増加は認められなかった。一方、同報告書を交付するための追加費用として厚生年金基金等に対する郵送費用が挙げられるが、厚生年金基金等を受託する4社の5年間の合計で約19.3百万円の郵送費用の追加負担が認められた。この点については、厚生年金基金等からの受託に伴う4社の年間信託報酬額は、約6,461百万円（平成29年度）であり、当該郵送費を大幅に上回っていることから、過大な遵守費用が発生している状況にはない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(1) 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化

事前評価時、行政庁（国）において、生命保険会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生するとしていたところ。

もっとも、上記2④(1)のとおり、当該規制の導入前から、運用受託機関である保険会社においては、運用実績連動型保険契約に係る運用報告書を作成し、顧客へ交付するための態勢整備を行っており、行政庁（国）においては、このような態勢整備の状況について保険会社に対し検証を行っていた。

したがって、保険会社に対し当該規制に係る検証を行う費用が新たに発生している状況にはない。

(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ

事前評価時、行政庁（国）において、信託会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生するとしていたところ。

当該費用については、金融行政上、モニタリングの一環として、リスク管理態勢等の状況を統合的に把握しているところであり、信託会社の規制の遵守状況を確認するために多額の追加費用が発生している状況にはない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効

果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、運用受託機関において、運用報告書の交付や信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる等の措置を講じることにより、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくなり、適切な投資判断に資するとしていたところ。

規制の導入後、運用報告書の虚偽記載等の法令違反は発生していない。また、当庁が保険会社等へのヒアリング等を通じて運用受託機関の厚生年金基金等の投資運用に係る相談・苦情の状況を確認したところ、当該相談・苦情が増加している状況にない。そのため、当該規制は、運用受託機関の厚生年金基金等の投資運用に係る顧客の適切な投資判断に資するものとなっているものと考えられる。

したがって、当該規制により一定の効果（便益）があったものと推察される。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の便益については効果と同じ。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

事前評価時、副次的な影響及び波及的な影響は想定していない。

事後評価時において、当該規制による副次的な影響として、運用受託機関の厚生年金基金等から信託財産状況報告書の記載内容について照会を受ける頻度が増える等、厚生年金基金等の資産運用に対する意識が向上した事例が認められた。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握しているものはない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

事前評価時において想定していた遵守費用及び行政費用については、多額の追加費用が発生している状況にはない。一方で、当該規制の導入による効果（便益）については、当該規制を講じることにより、運用報告書の虚偽記載等の法令違反は発生しておらず、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくなり、当該顧客における適切な投資判断に資するといった効果（便益）が発生しているものと考えられる。

従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。